事業所から出るごみ ルールを守っていますか?

事業所から出るごみの出し方には、家庭ごみとは違うルールがあります。 ルールを破ると、**処理施設に支障が出る**とともに、**事業所や個人が罰金などを受ける**可能性もあります。 一度、見直してみませんか?

燃やすごみ







生ごみ



木くず、草など

- ●自身でクリーン 21 長谷山 に持ち込み
 - (市町のごみ担当課で承認を受けたことを示す書類をもらう必要があります)
- 市町の許可を受けた一般 廃棄物収集運搬業者に依頼



中が見える袋に入れて、事業所名を記載してください



長さ 50cm 以上の ものは搬入できません。





古紙や段ボールはリサイクルへ!

※製造業から出る食品残さや木くずなどは産業廃棄物になるものがありますので、 該当するものは産業廃棄物処理業者に依頼して処理してください。

燃やさないごみ(産業廃棄物として処理)



プラスチック、ビニール、発泡スチロール、PP バンド、缶、ビン、ペットボトル、金属、ガラス、ゴム、家電、化繊の布、コンクリートブロックなど

※プラスチックは汚れの有無に関係なく産業廃棄物です。 事務所で出たプラスチックの弁当がらなども同様です。 (家庭ごみとはルールが異なります)



- ●城南衛生管理組合の施設に は搬入できません
- ●産業廃棄物処理業者に依頼 (「京都府 産業廃棄物 許 可」で検索)

粗大ごみ

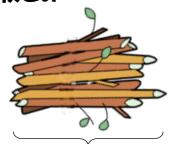




大型の木製家具などは200cm以下にして粗大ごみ処理施設(リサイクルセンター長谷山)〜搬入

※金属、プラスチック製は不可

枝ごみ



径 10cm 以下



●自身でリサイクルセンター長谷山に 持ち込み

(市町のごみ担当課で承認を受けたこ とを示す書類をもらう必要があります)

●市町の許可を受けた一般廃棄物収 集運搬業者に依頼

長さ 200cm 以下



草は枝ごみとして 搬入できません。



笹・竹などは 枝ごみとして 搬入できません。



シュロ、ソテツなど の繊維質が強い ものは枝ごみとして 搬入できません。



アセビ、キョウチクトウ などの毒性が強い ものは枝ごみとして 搬入できません。

50cm 以下 にして燃や すごみ



板・角材などは枝ごみとして 搬入できません。

⇒50cm 以下にして燃やす ごみ又は 200cm 以下に して粗大ごみ



切り株や根っこは枝ごみとして 搬入できません。

⇒50cm 以下にして燃やすご み又は専門業者に依頼



縛っている紐やビニール袋は外し、 持って帰ってください。

(機械での処理に支障が出ます)

その他

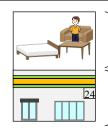


き、透明袋に入れ、袋に 施設で処理できません。 所名を記載してください。



紙おむつは汚物を取り除 土や石は城南衛生管理組合の

紙おむつであることと事業 産業廃棄物処理業者や専門業 者にお問い合わせください。



住宅 家庭系ごみ

店舗■ 事業系ごみ

店舗兼住宅のごみは、店舗部分と住宅 部分で分け、それぞれのルールで出し てください。

お問合せ先(ごみ発生場所の市町担当課)

宇治市(0774-20-8762) 城陽市(0774-53-1400) 八幡市(075-983-5340)

(075-631-9964) 久御山町 (0774-45-3914)

字治田原町(0774-88-6639) 井手町 (0774-82-6168)

城南衛生管理組合

クリーン21長谷山 (0774-52-3581)リサイクルセンター長谷山 (0774-53-3581)

イラストは以下に掲載のもの及びそれを加工して使用 経済産業省 (https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/) illustimage.com (https://illustimage.com/)